北大様式2（外）

秘密保持に関する覚書

国立大学法人北海道大学（以下、「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、「乙」という）とは、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）に基づき、乙が甲の設置する国立大学法人北海道大学特定認定再生医療等委員会に審査等業務を依頼することの可否について検討するため、甲と乙の間で相互に提供又は開示する情報、資料の取扱いに関して次のとおり合意する。

（秘密情報の定義）

第条　甲及び乙のうち、自己の情報及び資料を開示・提供する者を開示当事者、当該情報及び資料を受領する者を受領当事者という。

２　本契約において秘密情報とは、（*再生医療等の名称を記載*）の審査等業務についての検討（以下、「本検討」という）を行うにあたり、開示当事者から開示・提供を受けた情報及び資料、並びに、本検討の実施において得られた情報及び資料のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

（１）書面又はサンプル等の物品により開示・提供される場合は、秘密である旨の表示があるもの

（２）電磁的記録化された情報として、記録媒体により開示・提供される場合は、当該記録媒体に秘密である旨の表示を付したうえ、当該情報を情報機器で画面表示する等可視性のある状態にした際に、当該情報が秘密である旨の表示があるもの

（３）電磁的記録化された情報として、電子メール等により開示・提供される場合は、当該情報を情報機器で画面表示する等可視性のある状態にした際に、当該情報が秘密である旨の表示があるもの

（４）電磁的記録化された情報として開示・提供される場合で、秘密である旨の表示を付すことが性質上できないときは、開示・提供の際に書面又は電子メールのいずれかにより秘密である旨を明示されたもの

（５）口頭又は映像等の視覚的手段によって開示・提供される場合は、開示・提供の際に秘密である旨を明示されたもの。ただし、情報及び資料の概要が記載され、かつ秘密である旨の表示がされた書面が、開示・提供のあった日から30日以内に受領当事者に交付された場合に限る。

（６）甲又は乙が秘密情報として特定したもの

３　次の各号のいずれかに該当する情報及び資料は秘密情報としないものとする。

（１）開示・提供された時点で、公知であるもの

（２）開示・提供された時点で、自ら保有していたことを立証できるもの

（３）開示・提供された後に、自己の責によらず公知となったもの

（４）正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく取得したことを立証できるもの

（５）開示・提供された秘密情報によらず、独自に取得したことを立証できるもの

（６）開示・提供された時点で、秘密保持義務を負わない旨の承諾を得ているもの

（情報の開示）

第条　甲及び乙は、本検討遂行のために必要な情報及び資料を相手方に開示・提供するものとする。ただし、第三者との間で開示・提供が制限されているものは対象外とする。

（秘密保持義務）

第条　受領当事者は、秘密情報について、善良なる管理者の注意をもって管理し、次の各号に定める事項を遵守する。

（１）事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示、漏洩しない。

（２）本検討の遂行に実質的に関与し、秘密情報を知る必要がある従業員（役員を含む。）、大学院生、研究員（以下、「従業員等」という。）にだけ秘密情報を開示し、かつ、当該従業員等に対し、本契約に定める秘密保持義務を知らしめ遵守させる。

（３）事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく、秘密情報の一部又は全部を複写、複製又は翻訳しない。

（４）受領当事者は、各々の従業員等が退職、卒業等により受領当事者の組織から離脱する場合、その後においても、従業員等に在職中又は在学中に知り得た秘密情報に関する秘密保持義務を遵守するよう誓約させるものとする。

（５）受領当事者は、従業員等による秘密情報の不正な使用もしくは開示又はその他の全ての本契約に違反する事実を知った場合には、これを直ちに開示当事者に通知するとともに、秘密情報を含む資料の回収等必要な回復又は是正の措置をとるものとし、また、秘密情報の更なる不正な使用もしくは開示又は本契約違反を防止するために、あらゆる合理的な措置をとるものとする。

（６）前号の場合において、受領当事者は、開示当事者の秘密情報を保護するために合理的な方法により開示当事者に協力するものとし、開示当事者からの要求があるときは、受領当事者は、開示当事者の要求に従って、合理的な範囲において、開示当事者に協力するものとする。

（７）受領当事者の従業員等が、在職中あるいは在学中に秘密情報について不正な使用又は開示を行った場合は、受領当事者が一切の責任を負わなければならない。

（目的外使用の禁止）

第条　受領当事者は、事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を本検討以外の目的に使用してはならない。

（法令に基づく開示命令の場合の特例）

第条　受領当事者は、秘密情報につき、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられた場合は、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関に対して当該秘密情報を開示することができる。

（１）開示する内容をあらかじめ開示当事者に通知すること

（２）適法に開示を命じられた部分に限り開示すること

（３）開示に際して、当該秘密情報が秘密である旨を書面により明らかにすること

（知的財産権等の取扱）

第条　開示当事者が受領当事者に秘密情報を開示する場合において、甲乙間で書面により契約を締結するのでない限り、開示当事者は、開示当事者の秘密情報にかかる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密及びその他の知的財産権（以上の権利を併せて以下「知的財産権」という。）に関する出願、登録、実施等の権利を、明示であると黙示であるとを問わず、受領当事者に対して許諾するものではなく、開示当事者は、これら開示当事者の秘密情報にかかる知的財産権に関する権利を留保するものとする。

２　甲及び乙は、相手方から提供された秘密情報に基づいて発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ及び実証試験データ等一切の技術的成果を得ることが本検討の目的に含まれていないことを相互に確認する。

３　前項に拘わらず、相手方から提供された秘密情報に基づきこれらの技術的成果を得た場合には、速やかに相手方にその旨を通知するものとし、知的財産権等の権利の帰属、権利持分及び取扱いについては、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（秘密情報の返還）

第条　受領当事者は、本契約の終了後、又は契約期間中であっても開示当事者から請求があった場合には、開示当事者から受領した秘密情報（その複写・複製物がある場合はそれらも含む。）を開示当事者の指示に従い返還又は廃棄するものとする。

（契約の解除及び損害賠償の請求）

第８条　甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合、１ヶ月間の催告期間を経て本契約の一部又は全部を解除することができる。

２　前項の場合、甲及び乙は、相手方の違反により受けた損害を当該当事者に賠償させることができる。

（専属的合意管轄）

第９条　本契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第10条　甲及び乙は、信義誠実の原則にしたがって本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項又は疑義ある事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ解決を図る。

（契約期間）

第11条　本契約の有効期間は、西暦　年　月　日から西暦　年　月　日までとする。ただし、この有効期間は、甲及び乙の書面による合意によって変更することができる。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

西暦　　年　　月　　日

　　北海道札幌市北区北8条西5丁目

甲：国立大学法人北海道大学

　　総長職務代理　　笠　原　　正　典

乙：